

●香川県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した社会福祉法人守里会特別養護老人ホーム守里苑について、令和元年7月2日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和元年7月9日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1・2 略			1・2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
社会福祉法人花園福祉会 特別養護老人ホームはなぞ の園	略		社会福祉法人花園福祉会 特別養護老人ホームはなぞ の園	略	
社会福祉法人弘善会 特別養護老人ホーム香色苑	略		社会福祉法人守里会 特別養護老人ホーム守里苑	高松市牟礼町大町丹 僧2555-2	平成10年7月21 日
社会福祉法人弘善会 特別養護老人ホーム香色苑	略		社会福祉法人弘善会 特別養護老人ホーム香色苑	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		